

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令案等に対する意見及び意見に対する考え方

- 意見募集期間：令和8年3月13日（金）から同年4月13日（月）まで
- 案件番号：145210671
- 意見提出数：6件

受付	意見提出者
1	株式会社JTOWER
2	個人A
3	個人B
4	個人C
5	個人D
6	個人E

意見	考え方(案)	案の修正
(1) 全般に対する意見		
<p>● 意見1(鉄塔等提供事業の認定制度の創設について) まず、総務省殿には、インフラシェアリング事業の環境整備として、「鉄塔等提供事業の認定等」について制度整備を頂く等、日々、通信市場の細部にまで目を向けて頂き有難く思います。この場をお借りして御礼申し上げます。 鉄塔等提供事業の認定制度についての改正案に賛同いたします。 改正案によって、インフラシェアリング事業への公益事業特権の付与に係る制度運用が開始され、通信インフラの効率的、かつ持続的な整備、ならびに維持の実現に資することを期待します。 【株式会社JTOWER】</p>	<p>(意見1に対する考え方) 本政令案等に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
(2) 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に対する意見		
<p>● 意見2(鉄塔等の範囲についての意見) 木製のものだけでなく、コンクリートや鉄製のH柱や人形柱もあり得るのではないかと 【個人A】</p>	<p>(意見2に対する考え方) 土地等の所有者への支障の度合い等を考慮し、H柱又は人形柱は通常の木柱や鉄柱に係る対価の額の基準額の倍額を基準額とすべきものとして規定しており、その構造がH柱又は人形柱であれば、その材質を問わず、H柱又は人形柱に該当します。</p>	無
<p>● 意見3(電気通信事業報告規則の一部改正についての意見) 報告規則に関しては、本件のように必要な事項についての報告追加に留めて頂き、報告事項が過度に追加され事業者の負担が上がることはないよう配慮を願います。 【株式会社JTOWER】</p>	<p>(意見3に対する考え方) 本省令案に対する賛同の御意見として承ります。また、頂いた御意見は今後の施策の参考として承ります。</p>	無
(3) その他		
<p>● 意見4(通信を真の生活必需品として低価格に保つ仕組みの構築について) 改正に伴う政令・省令整備案を支持しますが、NTT法・電気通信事業法改正の施行を機に、通信を真の生活必需品として低価格に保つ仕組みを構築してください。 鉄塔等提供事業の認定制度などインフラ整備が進む一方、大手通信会社の寡占状態は続き、利用者負担が増えやすい構造です。特に高齢者・低所得層・地方住民の通信アクセスが悪化すれば、デジタルデバイドが拡大し、行政サービスや医療利用に支障を来します。 強く求める事項: 大手通信会社の携帯電話料金と光回線の公共料金化(基本プラン月額3,000円以下の上限設定、シンプルプラン限定) MNP簡易化、手数料・解約金・複雑割引の禁止 MVNO躍進と端末販売分離による競争促進 高齢者・低所得層が通信を使わなくてもサービスを受けられる代替手段の保証 これ以上技術投資のコストを国民に転嫁するのではなく、すべての国民が安心して通信を利用できる社会</p>	<p>(意見4に対する考え方) 頂いた御意見については、本意見募集の対象外となりますが、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

<p>にしてください。政令案に公共料金化と格差是正の視点を強く反映することを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>		
<p>● 意見5(生活インフラとしての通信の在り方と、国民負担の適正化について) NTT法および電気通信事業法の改正案に対し、生活インフラとしての通信の在り方と、国民負担の適正化という観点から以下の通り意見を述べます。</p> <p>一、技術革新を口実としたコスト転嫁の停止 5Gや6G、あるいは高度な通信網の整備といった「技術の進化」は、本来国民の利便性を高めるためのものです。しかし、現状ではその巨額の投資コストが安易な値上げや複雑な料金体系として利用者に転嫁され続けています。多くの庶民、特に高齢者や困窮層が求めているのは、過剰な技術スペックではなく「低廉で安定した、理解しやすい通信サービス」です。企業間の技術競争のコストを国民に負担させ続ける構造を、本法改正をもって断ち切るべきです。</p> <p>二、通信の「公共料金化」と透明性の確保 大手通信事業者が金融やエネルギー、ECサイトなどの多角的なサービスを「セット割」として複雑に抱き合わせ、利用者を困り込む手法は、実質的な市場競争を阻害し、窓口業務の肥大化とコスト高騰を招いています。通信はもはや電気や水道と同じ公共財です。複雑な条件を排除した「月額3000円以下」のシンプルかつ低廉な基本プランを、付帯条件なしで提供することを事業者の義務として課すべきです。</p> <p>三、地方および社会的弱者の保護 効率性や採算性を重視するあまり、地方のインフラ維持や有人店舗の削減が進むことは、デジタル弱者や地方居住者の「社会との繋がり」を奪う行為です。本改正において、いかなる居住地域、いかなる経済状況であっても、国民が公平に低廉な通信サービスを楽しむ権利を最上位に据えた制度設計を強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	<p>(意見5に対する考え方) 頂いた御意見については、本意見募集の対象外となりますが、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>● 意見6(P2P通信に係る利用者被害の構造について) 平素より情報通信行政の推進にご尽力いただき、敬意を表します。 本メールは、BitTorrent等のP2P通信に関連して顕在化している利用者被害の構造について、制度的観点からの改善を要請するものです。</p> <p>【問題の所在】 現在、P2P通信の利用において、利用者が「ダウンロードのみ」の認識で操作を行った場合であっても、技術的仕様により自動的にアップロード(送信可能化)が行われ、結果として著作権侵害の責任を問われる事例が広範に発生しています。</p> <p>これに加え、IPアドレス等の通信履歴情報を基にした発信者情報開示請求が大量に行われ、その後に高額な示談請求がなされる構造が定着しています。</p> <p>特に問題と考える点は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の明示的意思に基づかない送信行為の発生 ・通信履歴情報を基盤とした大規模な金銭請求構造 ・示談金額と裁判例との乖離 ・情報および交渉力の非対称性による過大負担 <p>これらは個別の著作権侵害問題ではなく、通信サービス利用に伴うリスク設計および利用者保護制度の不備に起因する構造的な問題であると考えます。</p>	<p>(意見6に対する考え方) 頂いた御意見については、本意見募集の対象外となりますが、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>【統計的および実態的補足】 公開情報および実務上の指摘に基づけば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訴訟に至る割合は極めて低く、多くが示談で解決している ・示談金額は裁判水準と比較して高額となる傾向がある ・複数案件による累積請求が発生している ・利用者の多くが違法性を十分に認識していない段階で関与している <p>といった傾向が確認されます。 ※本意見は、複数の被害事例および公開情報を基に整理したものです。</p> <p>【制度的課題の認識】 現行制度は「意図的な違法アップロード行為」を前提として構築されていますが、実態としては「無自覚な送信主体」が大量に発生しており、制度と実態に明確な乖離が存在します。 また、通信に起因する問題であるにもかかわらず、利用者保護の観点からの制度整備が十分とは言えません。</p> <p>【要請事項(重要)】 つきましては、以下の点について制度的検討を要請いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. P2P通信における送信行為の明示化義務(ガイドライン策定を含む) 2. 発信者情報開示請求手続における透明性確保および適正化 3. 通信利用に起因する紛争に関する利用者保護枠組みの整備 4. ソフトウェア設計における「明示的同意原則」の導入指針 5. 少額・非悪質事案に対する段階的措置(警告先行等)の検討 <p>【結語】 本問題は、違法行為の抑止の範囲を超え、通信インフラ上で一般利用者が予期せぬ法的リスクに晒される構造に関わるものです。 利用者保護および制度の信頼性確保の観点から、早期の検討および必要な措置を講じていただくよう強く要請いたします。 ご多忙のところ恐縮ではございますが、本件についてご検討の機会を賜れますと幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>		
<p>● 意見7(P2P通信に係る利用者被害の構造について) P2P通信(BitTorrent等)に関連して発生している利用者被害について、制度的観点から看過できない状況にあると考え、問い合わせおよび検討要請としてご連絡差し上げます。 本件は、個別の著作権侵害問題というよりも、通信サービスの仕様と制度設計の関係に起因する「利用者保護上の課題」であると認識しております。</p> <p>【問題認識】現在、P2P通信においては、利用者がダウンロードの認識で操作を行った場合であっても、技術的仕様により自動的に送信主体となる構造が存在します。この結果、利用者の認識と無関係に法的責任が発生する事例が広範に確認されています。</p> <p>さらに、IPアドレス等の通信履歴情報を基盤とした発信者情報開示請求が行われ、その後に示談請求へと至る一連の流れが、実務上一定のスキームとして定着しているように見受けられます。</p>	<p>(意見7に対する考え方) 頂いた御意見については、本意見募集の対象外となりますが、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

【具体的状況(概要)】添付資料の通り、以下のような事例が確認されています。

- ・ダウンロードのみの認識で利用 → 自動アップロードにより責任追及
 - ・30万円規模の示談請求
 - ・複数件請求による100万円超の負担
 - ・包括和解として約88万円の請求事例
 - ・短期間での回答要求等による心理的圧力
- これらは単発ではなく、継続的に発生している可能性があるかと認識しております。

【制度的論点】上記を踏まえ、以下の点について制度上の論点が存在すると考えます。

- ・利用者の明示的意思に基づかない送信行為の成立
- ・通信履歴情報の利用と金銭請求の接続構造
- ・示談優先による実質的な検証機会の欠如
- ・情報および交渉力の非対称性

これらは、従来の「故意の侵害行為」を前提とした制度設計と、実態との間に乖離が生じていることを示唆していると考えます。

【お伺いしたい点】つきましては、以下についてご教示いただけますでしょうか。

1. 本件のようなP2P通信に起因する利用者被害について、貴省として認識または把握されているか
2. 発信者情報開示制度の運用に関連して、利用者保護の観点からの検討状況の有無
3. 今後、当該分野に関する実態調査または制度検討が行われる可能性

【要請】あわせて、以下について制度的検討課題として位置付けていただくことを要請いたします。

- ・送信行為に関する明示的同意原則の整理・開示請求運用の透明性確保
- ・少額・非悪質事案に対する段階的対応
- ・通信利用に起因する紛争に関する利用者保護の補完

【補足】本件は、通信インフラの利用に伴うリスク配分および制度の信頼性に関わる問題であり、今後の利用環境にも影響を与え得るものと考えております。

なお、本件については関係各所への情報提供も予定しております。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、本件についてご見解またはご教示を賜れますと幸いです。

【個人E】

(以上)